

報通信行政・郵政行政審議会

郵政行政分科会（第62回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年7月19日（金） 13：59～14：41

於：総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、二村 真理子（分科会長代理）、佐々木 百合、
島村 博之、菅 美千世、清野 幾久子、多賀谷 一照

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

長塩郵政行政部長、藤田郵政行政部企画課長、犬童郵便課長、

増山信書便事業課長

事務局：佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）諮問事項

ア 特殊切手「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可

【諮問第1184号】

イ 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可

【諮問第1185号】

ウ 特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可

【諮問第1186～1188号】（非公開）

開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員８名中７名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項５件でございます。

まず第１に、諮問第１１８４号「特殊切手東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○犬童郵便課長 郵便課長の犬童でございます。

資料６２－１に基づきまして、ご説明申し上げます。

クリップを外していただきますと、ホチキス止めの資料が３部あるかと思えます。右肩に資料６２－１とありますが、諮問第１１８４号でございます。表紙をめくっていただきまして、１ページ目から３ページ目が諮問書の写しでございます。それから、４ページから７ページまでが本件に関する日本郵便株式会社からの認可申請書でございます。右肩に説明資料とある資料に基づきまして、概要についてご説明申し上げます。

めくっていただきまして、まず制度の概要でございますけれども、日本郵便株式会社においては、お年玉付郵便葉書等に関する法律に基づきまして、ここにありますような①から⑩の事業を行う団体の当該事業の費用に充てる

ために寄附金付郵便葉書等を発行することができることになってございます。
それから、会社は寄附金を取りまとめた上で、配分団体、配分金の額を決定するとともに、配分団体が守らなければならない事項、配分金の交付、使途についての監査、監査結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めることになってございます。

この法律に基づきまして、会社が定めた内容について、総務大臣の認可にかかってございますので、本日諮問させていただくということでございます。

3にありますように、本件の認可を行うに当たりましては、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、審議会に諮問ということでございます。

めくっていただきまして、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」特殊切手の発行の概要でございます。ご案内のとおり、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」がございまして、この法律に基づきまして、会社は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、オリパラ組織委員会が調達する大会の準備・運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することが可能と法律上規定されてございますので、オリパラ組織委員会を配分対象団体とみなしまして、お年玉法を適用するというところでございます。

下に参考で、寄附金配分までの流れでございすけれども、本件に関しましては本年4月19日に会社で公募を発表し、その後会社の審査を経て、6月25日に認可申請書が提出されたところでございます。その後、寄附目的事業を所管する大臣、本件については文部科学大臣になりますけれども、協議を終えまして、本日諮問させていただくということでございます。諮問の後、答申をいただければ認可を行い、会社から配分団体に通知を行うという予定になってございます。

3 ページを見ていただきたいと思います。寄附金配分の審査の中身でございますけれども、配分団体については、法律上、オリパラ組織委員会となっております。2 にありますように、会社で形式審査、配分審査。配分審査については有識者からなる審査委員会を設けて審査を行っております。第 3 のところにありますように、申請内容でございますが、配分団体・配分金については、配分団体はオリパラ組織委員会、配分金は 6,017 万 4,849 円でございます。この額でございますけれども、下の参考 1、参考 2 にございますように、寄附金額については寄附金付郵便切手、寄附金 10 円込みで 92 円ということで販売し、販売枚数はご覧のとおりになってございまして、寄附金額が 6,021 万 930 円でございます。配分金については配分費用を差し引くということになっていきますので、後ほどご説明申し上げますけれども、配分費用については 3 万 6,081 円で、具体的な配分金については 6,017 万 4,849 円ということでございます。参考 3 にありますように、事業内容については、東京 2020 オリンピック競技大会開会式の企画運営、演出企画や実施運営に係る費用でございます。

めくっていただきまして、配分団体が守らなければならない事項としまして、会社が決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと、計画の変更に当たっては、あらかじめ会社の承認を受けると、配分金と他の資金を区別して経理すること等が定められております。また、用途についての監査に関する事項についても、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期、監査の実施方法について定められてございます。

5 ページに移っていただきまして、審査結果でございます。左側の審査基準、取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であることということで、理由としては、「ア」で特殊切手の発行・販売、寄附金の取りまとめのために特に要した費用、これは人件費でございますが 2,440 円、

「イ」にありますように、寄附金の管理、配分金の交付、配分金の使途の監査のため必要な経費として、人件費等で3万3,641円、合計3万6,081円ということで、先ほどご説明しましたが、寄附金額からこの配分費用を控除しております。このうち「イ」の部分については、法律上は上限がございますけれども、上限を超えていないと判断してございます。

次のページに移っていただきまして、配分団体、配分金額が適正に定められていることということでございますけれども、配分団体の選定については、法律上、オリパラ組織委員会で決まっております。配分金額の決定についても、オリパラ組織委員会からの事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるということで、社外の有識者による審査委員会で認められているということで妥当だと考えてございます。

その他、配分金の使途の適正を確保するために守らなければならない事項、監査に関し必要な事項については先ほどご説明したとおり定められてございますので、適当と判断してございます。

参考資料がもう一部ありますけれども、めくっていただきまして1ページ目に今回の特殊切手の図柄がございます。販売枚数1,000万枚ということでございます。

それから、次の2ページ以降が、これまでに東京2020オリンピック・パラリンピック関係の寄附金関係でございますけれども、平成30年用の年賀はがき、平成31年用の年賀はがきということで、既に発行してございます。

3ページ、今後の予定でございますが、令和2年用の年賀はがきにおいても、現在会社で調整中ということとともに、特殊切手については、また、8月26日に発売予定と伺っております。

資料の最初に戻っていただきまして、資料62-1の1ページ目でございます。

ますけれども、今ご説明申し上げたとおり、日本郵便株式会社から認可の申請がございましたので、審査の結果は妥当なものと判断してございますので、認可を考えてございます。本件について諮問させていただきたいので、ご審議いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。

ご意見等ございませんので、では、諮問第1184号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

続きまして、諮問第1185号、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可について、総務省から説明をお願いします。

○犬童郵便課長 引き続きまして、資料62-2に基づきまして、ご説明申し上げます。これもクリップを外していただきますと、ホチキス止めの資料が3部あるかと思います。諮問第1185号でございます。

これもめくっていただきまして、1ページ目から2ページ目が諮問書でございます。それから、3ページから8ページまでが日本郵便株式会社から提出された申請書でございます。右肩に説明資料とある資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

めくっていただきまして、郵便料金の概要でございます。基本的な考え方として、郵便法上、適正な原価、適正な利潤ということで考えられているものでございます。それを担保するために郵便料金は、2にありますように、

第一種郵便物、第二種郵便物が届出、第三種郵便物、第四種郵便物については総務大臣の認可ということでございます。第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物については、今は上限料金84円、前回答申いただきました省令の公布についても7月8日に既に行っておりますので、それに基づいて84円となつてございます。第三種郵便物・第四種郵便物については認可が必要であり、審議会の諮問ということで、今般お諮りするところでございます。4にございますように、答申いただきましたら消費者庁への協議が必要となつてございます。協議が調い次第、認可を行うことを考えてございます。

次のページをめくっていただきまして、2ページでございます。第三種郵便物・第四種郵便物の概要でございます。第三種郵便物については新聞などの定期刊行物、主に低料第三種郵便物、心身障害者用低料第三種郵便物であり、郵便料金は政策的な決定となつてございます。第四種郵便物は（2）にありますように、通信教育用、点字郵便物・特定録音物等、植物種子等、学術刊行物等々の郵便物が指定されてございます。

3ページに申請内容が書かれてございます。1の概要の表に「考え方」とございます。現行料金には消費税8%が内税として入つてございますので、現行料金に108分の110を掛けまして、1円未満の端数については四捨五入、100円を超える料金については10円未満を四捨五入ということで計算されてございます。また、あわせて新料金による郵便収入総額で、消費税の税負担増加分を賄えるようにということで、便乗値上げにならないように所要の調整を行つてございます。

この表を見ていただきますと、左から3つ目の欄から現行、×110／108、変更とありますけれども、下線を引っ張ったところが四捨五入等によりまして値上げになっているところでございます。実施予定日については

2にありますように、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の附則にございますように、10月1日と定められてございます。変更理由については、消費税増加分の転嫁ということでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。第三種郵便物・第四種郵便物の郵便料金については、法律上、同一重量の第一種郵便物より低いものと定められてございますので、この表にありますように低い設定となつてございます。

5ページ、審査結果でございます。審査基準は右の欄にありますが、配達地により異なる額が定められていないことについては、定められていないということでございます。同一重量の第一種郵便物の料金の額よりも低いものであるということについても、先ほどの表のとおりでございます。定率又は定額、あるいは特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことについても、そのとおりであると認めてございます。

参考資料をめぐっていただきまして、3ページをご覧いただきたいと思います。消費税引上げに伴う公共料金の適正な転嫁等についてということで、政府方針で消費税引上げに伴う公共料金の適正な転嫁、合理的かつ明確な方法による端数処理を適正に行うとされてございますので、この方針に基づいて会社で試算したところでございます。先ほど第三種郵便物・第四種郵便物の認可の料金をご覧いただきましたけれども、届出の第一種郵便物・第二種郵便物についても主なものをここに掲載させていただいております。全て先ほどの考え方の端数処理を行って転嫁した場合に、単純に処理すると大体1.7億円ぐらい余分にとってしまうということですので、1.7億円分を調整する必要があるということでございました。

調整するところは特殊取扱、下線が引っ張ってございますけれども、件数

の多い一般書留のところで、430円、435円となっていますが、これに110/108を掛けて計算すると、430円が440円になるのですが、この部分を5円値上げということで435円にするということでございます。この435円にした場合で計算すると、逆に数千万円不足するという事で、その数千万円をもとへ戻すために、下の2つ、本人限定受取と代金引換を調整しているようでございます。一番下の代金引換については260円を計算しますと264.81円ですので、これについては四捨五入すると260円ですけれども、265円で計算するという事でございます。本人限定受取については100円でございますけれども、100円を計算しますと101.85円となりますが、これを105円としたいということでございます。一部、この分だけ値上げ幅が大きくなるのですが、本人限定受取については一般書留を条件としてございますので、先ほど一般書留については本来であれば440円のところを435円にしたということで、そちらとあわせて考えると435円と105円で540円でございます。正式に計算したときは、書留が440円で本人限定は100円のままでしますので、いずれも負担額は変わっていないということでございました。

以上が料金の考え方でございます。4ページを見ていただきまして、(2)が消費税引上げ後の郵便料金体系全体の収益の増加率ということでございます。2017年度の各重量別の郵便物数を計測しまして、それに基づいて計算した結果でございますけれども、現行料金の場合の営業収益額全体を見ていただきますと1兆4,050億円でございます。新たな料金体系で同じ郵便物数で計算した場合が1兆4,310億円で、この差額の260億円分の増加率が1.85%ということでございます。下の結果の(2)にありますように、増加率1.85%については消費税改定に伴う税負担増加率を計算しますと1.852%でございますので、この範囲内におさまっているということでご

ざいます。実際、数百万円ぐらい不足するようでございますけれども、そちらについては会社で負担すると伺ってございます。

以上が概要でございます、62-2の資料の冒頭に戻っていただきまして、1ページでございますけれども、日本郵便株式会社からこのような認可の申請がございました。審査の結果、妥当と判断し認可したいと思っておりますので、諮問させていただきますので、よろしくご審議していただければと思います。

説明は以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

○佐々木委員 ご説明ありがとうございます。質問ですけれども、私の理解が間違っていたら申し訳ありません。まず質問の1つ目としては、参考資料3ページの特取取扱のご説明の部分ですが、微調整がされているところについて、この微調整で、ここの価格の計算は確かに合うのかと思うんですけれども、実際には数量がかかってくるじゃないですか。そうしたら必ずしもここで調整しても最終的には合わないんじゃないかと思ったんですけれども、表面上合っていてもこれに金額を掛けて誤差が出てくると考えると、この調整でいいのかというのが1つ目の質問。

もう一つは、意見というか感想というか、事前に事務局に資料を見せていただいたときに質問して、一応その場で納得して、この件に関して異議はないのですが、この微調整に違和感があります。おそらく私の個人的な理解では、便乗値上げしてはいけないというのがすごく重要であって、それと数量も多いですから、ちょっとしたのが掛ける幾つになると物すごい誤差になってくると思いますので、確かにそれでほんのちょっとずれていると、すごく多目を取っているじゃないかとかいうことになるのはおそらく問題だろうと

いうのはわかるんですけども、ただ、そのためにこういった、四捨五入でずれた分を他の項目で足したり引いたりするなどの微調整をすることに若干違和感があります。例えば、調整項目を設けてそこで調整するとかいうのは何となくわかるような気がするのですが、四捨五入したらここが足りなくなるからここを足すみたいなのは果たしてやり方としていいのかどうか、何かもうちょっと違うやり方も検討されてもいいのではないかと。これは今後ご検討いただきたいと感想というか、意見ですが、その2点についてよろしくをお願いします。

○犬童郵便課長 1点目のご質問にお答えしたいと思います。2点目のご意見とも若干関連すると思うのですが、数量についてはこれから新しい料金で、新しいサービスの中でどれだけの数字が出てくるかというのは見通せないで、今、決算の数字として固まっている2017年度の数値を使わざるを得ないだろうということでございます。会社に聞いたところ、重量別の郵便物数について、別納・後納分についてはどれだけあったかというのはすぐ機械的に示されてわかりますので、それは把握していると。あとは切手を貼って出した郵便物については、全ては把握できませんが、別納・後納でわかった範囲で重量別の郵便物数を、切手についても同じぐらいあったらという推計のもとで、全部の郵便物数を個別に計算しまして、その郵便物数をこの新しい料金体系に当てはめて、細かく計算しているということでございます。実際、本当に適用したときに取り過ぎてているのか、逆に言うと不足する場合もありますけれども、今の数値で考えるとすれば、合理的な範囲だとすると、この2017年の数値を使わざるを得ないと思っています。そういう意味では、数量ということをしっかり入れ込んで計算されているものであります。

2点目については、これはご意見なので承りたいと思いますけれども、おそらくいろいろな考え方があると思っていまして、端数処理ということであ

る程度機械的にやらざるを得ないのが今の合理的な計算方法だろうと思っています。その合理的な計算方法の中で、ある程度取り過ぎてしまってもいいのかというとなかなか難しくて、単純に計算したら1.7億円取り過ぎていたので、それはさすがにやる前からどうかということで調整せざるを得ないだろうと思います。調整の仕方はいろいろあると思っていまして、どこで調整するのか、あるいはこの外で何か調整するのかは別としてやり方はあると思いますけれども、今、会社としてとり得る措置としては、この計算方法が一番合理的だという判断だったのではないかと思います。やり方はいろいろあると思いますので、ご意見はご意見として承りたいと思います。

○佐々木委員 どうもありがとうございます。よくわかりました。

○樋口分科会長 一般的に料金を上げれば売り上げ、量が減るという、その掛け算が参考資料の4ページ目に出されている今回の消費税引き上げに関する公共料金の改定率のルールで、8%が10%になることによってどのぐらいの増収が出るかというときに、その料金の中における増税率は1.852%が計算上の増加率ですが、これは1カ年度の数量をそのまま掛けてやると、1.85という非常にうまいところに入っているのです。これで公共料金改定について、税金の改定におけるルールに一応入っているということが郵便会社の正当性をここで言われているわけで、便乗値上げによる増収を図っていないということがここで言われていることでもあります。

よろしいでしょうか。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 ほかに。先生。

○多賀谷委員 要するに今出てくる特殊取扱というのは、基本的に一種・二種の話ですよね。一種・二種の話はこの審議会では届出事項ということで、先般行われた、たしか前回のときに届出報告、その追加報告という趣旨で

なのか、それとも今日の第三種・第四種という、この審議会の認可事項にこの特殊取扱についての取り扱いが影響を及ぼしているから、認可事項の1つとしてここで取り上げたのかと、どちらですか。

○犬童郵便課長 前回、省令についてご審議いただいて、その省令については7月8日に84円ということで公布され、今回の資料に出しているわけですが、同日、日本郵便株式会社から、料金の認可申請とともに届出も行われたということでございます。消費税の転嫁については、郵便収入全体で賄うという考え方をとっていますので、第三種郵便物・第四種郵便物だけで帳尻を合わせるということではなくて、第一種郵便物・第二種郵便物も含めた郵便収入全体で帳尻を合わせるという考え方のもとに立っていますので、帳尻を合わせている部分は届出料金の部分でやったんですよということを参考までにご説明申し上げたということです。

○多賀谷委員 わかりました。

○樋口分科会長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がございませんので、諮問第1185号については、諮問のとおり認可することが適当である旨答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

続きまして、諮問第1186号から88号、特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可に移ります。

本議題は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この議題については非公開にさせていただきますので、大変恐縮ですが、傍聴の方はご退席のほどをお願いいたします。

(一般傍聴者退席)

○樋口分科会長 それでは、総務省から説明をお願いします。

○増山信書便事業課長 信書便事業課長の増山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回は信書便の関係、3つまとめてご説明させていただきますが、特定信書便事業への新規参入希望者8者に対し、信書便法に掲げる基準に適合していることから、許可及び認可をしたいというものが1件でございます。また、許可取得済み事業者3者から、それぞれ信書便約款と信書便の管理規程の変更の認可申請があるということで、これも基準に適合しているから認可したいということで諮問するという内容でございます。

それでは、黒いクリップをとっていただきまして、最初の話させていただきます。表紙をとって1枚目が諮問書でございます。別紙1というものが許可の概要でございます。まず、ページをめくっていただきまして、1ページ目と2ページ目でございます。こちらが申請者及び提供サービスの概要でございます。今回は東北の事業者が1者、関東が3者、東海が3者、近畿が1者の8者でございます。これら申請者が現在営んでいる事業は貨物運送業が5者、警備業が1者、不動産管理が1者、事業サービス業が1社ということでございます。

提供サービスでございますが、1号の役務、3辺73センチ超または重量4キロ以上の大型信書便サービスと3号の役務、1通800円超の両方もしくは一方ということでございます。今回につきましては、3時間以内に配達するという2号役務についてはございません。各社の提供サービスはこの概要にあるとおりでございます。

3 ページ以降でございますが、信書便法の許可基準への適合性について説明したものでございます。別紙2、この横長の紙の後ろについております資料が結果をまとめたものでございます。この資料もご覧になりながら、ご説明をお聞きいただければと思います。

それでは、まず3つある法に定められた審査基準の1つ目、事業計画が信書便の秘密を保護するのに適切か否かの観点からのご説明でございます。

3 ページでございます。8 者とも引き受け及び配達の方法がご覧のとおり明確に規定されているということでございます。また、後ほどご説明する諮問とも関係いたしますが、信書便管理規程の遵守義務がある者が直接引き受け、配達するという事となっております。それから、8 者のうち3 者につきまして、業務の一部委託を予定しておりますが、信書便物の保護のために受託者にも管理規程の遵守義務を課す予定であるということを確認してございます。以上を踏まえまして、8 者の事業計画はいずれも信書便物の秘密を保護するのに適切なものと判断しております。

次ですが、2 つ目の基準、事業遂行上適切な計画であるか否かからのご説明でございます。説明資料は5 ページでございます。こちらは「委員限り」ということにさせていただいておりますが、信書便事業の収支の見積もりでございます。収入の部でございます。見込みでございますが、こちらは契約が見込まれるお客さんとの間で予定している契約額やお客さんに対するニーズのヒアリング等の調査結果を考慮して、申請者が算出しております。単価でございますが、3 号役務は8 0 0 円超となっており、法の規定に適合しております。1 号役務の取り扱いのサイズ・重量についても、法の規定に適合していることを別途確認しているということでございます。

次が6 ページ、7 ページ、支出と利益でございます。事業支出の欄の金額は申請者が項目ごとに積み上げた金額、あるいは兼業する運送事業等との按

分により算出したというものでございます。その他は先ほどご説明した業務委託費ということでございます。それで、事業収入から事業支出を引いた信書便事業営業利益ですが全社ともプラスになっているということでございます。以上を踏まえまして、今回の8者は、事業の遂行上適切な計画を有しているということで、妥当なものと判断しております。

最後ですが、説明資料の8ページ目でございます。3つ目の基準、事業を適切に遂行するに足る能力はあるかどうかという観点からのご説明でございます。直近の決算において全て債務超過ではなく、純資産の額はプラスになっているということでございます。また、事業の開始に要する資金は各社とも全額自己資金で調達が可能であるということでございます。以上を踏まえまして、8者とも事業を適切に遂行する能力を有し、基準を満たしていると判断しているということでございます。また、いずれの社も欠格事項に該当しないということを別途確認しております。

以上をまとめまして、各社とも信書便法に掲げる許可基準に適合すると考えられるから、許可することにしたいと考えております。

まず、これが1点目のものでございます。

引き続きまして、資料62-4、約款の関係です。信書便約款の設定及び変更についてでございます。これも同じ作りになっておりまして、まず諮問書がございます。次のページをめくっていただきまして、中身でございます。今回は新規の参入者1者からあった信書便約款の設定の認可及び許可済みの事業者2者から申請のあった信書便約款の変更認可でございます。

まずは新規の参入者からあった信書便約款の設定の認可でございます。ここにあります赤帽青森でございます。今回、ほかの7者は標準約款と同一の約款を定めるということにしておりますから、この1者からのみの申請となっております。

別紙１の１枚目が概要をまとめたものでございます。役務の名称及び内容、引き受け、配達、転送及び還付の条件、送達日数、その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているというふうに判断しております。また、特定の者に対して不当な差別的な取り扱いをする規定もないということでございまして、法令上の認可基準に適合していると認められることから、認可することとしたいと思っております。

次に、今の別紙１の３ページ目でございます。既存の事業者さんからの約款の変更の認可申請でございます。今回は佐川急便と赤帽長野県軽自動車運送協同組合の２者から出ておるものでございます。

別紙２の２枚目が審査の結果になっております。前回の審議会で商法改正に伴う標準約款の変更についてお諮りいたしました、今回の佐川急便のものは同様に、佐川急便は自分専用の約款を使われておりますので、それを合わせるということでございます。次に赤帽のものです、今申し上げた商法の改正の関係に併せて、平成２７年、少し前になりますが、法改正で１号役務、当時は３辺９０センチ超だったのが７３センチ超になった、３号役務については、１,０００円超が８００円超になったという部分について扱えるように約款を変更するというものでございます。それ以外の事項、例えば誤配達の対応等については従来どおり記載されており、引き続き適正なものになっているということで、こちらも適正ということで認可したいと考えております。

最後になりましたが、資料６２－５でございます。信書便管理規程の設定及び変更の認可でございます。表紙の次が諮問書で、まず別紙１でございます。今回、先ほどご説明いたしました新規参入希望者８者から申請のあった信書便管理規程の設定と、許可済み事業者１者から申請のあった信書便管理規程の変更についてでございます。

まず、最初の別紙1の1ページから2ページにかけては、新規事業者のものでございます。いずれも信書便管理者の選任とか、信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、教育訓練など、事業者の取り扱い中に係る信書便物の秘密を保護する規定が適切に記載されていると考えております。ということで、8者は各社とも認可基準に適合していると認められるから、認可したいと考えております。

最後になりますが、既存の事業者さん、今の資料の3ページ目でございます。有限会社イエローランナーという会社からの変更内容の記載を整理したものでございます。変更内容が2つございます。1つは、この会社は従来二輪のみを用いて業務を行ってきたということですが、これに四輪を加えるということございまして、四輪の場合の信書便物の滅失防止の措置を、例えば具体的に申し上げますと、車から離れるときはちゃんと施錠するといったような規定を整備したということでございます。併せて、個人情報保護ガイドラインの改正を踏まえた規定内容の変更も行うことにしているということで、引き続き適正なものと考えております。

そして、最後の参考1、参考2という資料になります。これはいつもお出ししておりますが、信書便事業への参入状況をまとめたものでございます。1枚目が今回の事業許可申請が認められた場合の参入状況をまとめたものでございます。今回の8者が参入いたしますと、全部で538者となる予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長　ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

いかがでしょうか。今回、珍しいのは学校が入っているという……。

○増山信書便事業課長　そうですね。ほかにも例がございますが、今回はこ

ちらにございます甲南学園サービスセンターとって、学校の中のビル管理とか、いろいろ事務の補助なんかをやられている会社がキャンパス内、学校グループ内の信書便をやられるというものでございます。

○樋口分科会長 何かございませんか。よろしいでしょうか。

ご意見がございませんで、諮問第1186号から88号については、諮問のとおり許可及び認可することが適當である旨答申することにはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

こちらで用意されました議題は全て終了いたしました、この際皆さんから何かご発言等々ございましたら、お出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○事務局（佐藤） 次回の日程につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 それでは、本日の会議を終了することといたします。暑期中、ありがとうございました。くれぐれもご健康にはお気をつけいただきまして。

以上で散会いたします。ありがとうございました。

閉 会